

本市必要施設にかかる本市負担額査定書

(※整理用ですので、何も書かないでください。)

- ・本事業において賃貸借期間満了までに本市が負担すべきと考える想定図書館施設取得価格及びその他の必要経費（光熱水費を含む区分所有に係る組合管理費や修繕積立金、賃貸借期間満了に伴う解体・撤去工事費等を含む）の金額とその根拠（想定負担時期を含む）項目毎に記載してください。
 - ・想定図書館施設取得価格、区分所有に係る組合管理費及び修繕積立金は「Ⅲ－3. （2）必要施設」に記載した上限の範囲内としてください。
- ※実際の図書館施設取得価格については、事業者提案による想定図書館施設取得価格と図書館施設の不動産鑑定評価額（本市が図書館施設の鑑定業務を委託します。本市が土地を所有しているため、定期借地権は評価の対象としません。）のいずれか低い価格となります。なお、図書館施設については、本市が取得し管理運営します。取得については、「Ⅲ－3 （2）必要施設」に記載した上限の範囲内の取得価格により、「建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）」の適用がある建物の取得を予定しています。
- ・想定項目以外の経費が発生する場合にあっては、その内容や金額を記載してください。

- ・用紙の大きさはA3版とし、様式は変更しないものとします。
- ・必要に応じて枚数を増やして作成ください。
- ・使用言語は日本語とし、単位はメートル法を、また数字はアラビア数字を用いてください。